



## TPPの真の姿を考える

中央区東支部 高岡和夫

### ①米国で何が起きているか？

先日、米国デトロイト市が破産しました。デトロイト市の破産はGM・フォード・クライスラーという世界に冠した巨大産業の破綻であり、米国製造業の衰退を意味すると考えられます。180万人だった人口が70万人に減少し、負債総額は1兆8,000億円以上です。日本の夕張市の破産に比べはるかに大きな国家的な問題を含んでいるように思われます。2次産業が衰退した米国が再生するためには、1次産業（食糧）と3次産業（サービス・金融・保険）で世界中から集金することが手っ取り早い方法ではないでしょうか。実際、米国では2000年以降毎年400～500億ドルの経常収支の赤字を出していますが、オバマ大統領は2011年に一般教書演説の中で、“2014年までに輸出を2倍にして雇用を増やす”と述べました。米国再生のための他国依存の環境づくりがTPP（環太平洋連携協定）の目的の一つと考えられます。

### ②TPPの欺瞞性

TPPについて皆さんはどの位ご存知でしょうか。日本も今年7月23日にマレーシアのコタキナバルでTPPの交渉に参画しました。新聞報道を読みますと、アメリカによる非常に厳しい秘密守秘義務が課せられ、交渉に参加した係官が隣の分科会の内容を知ることができないそうです。しかも、条約締結後も4年間は内容を公表できないことになっていると書いてありました。さらに、多国間協定のはずが、重要事項は米国との二国間協約が必要になるようです。共存共栄を目標とすべき国家間の協定に弱肉強食のビジネス世界の方法論を持ち込もうとするのは友好的な国家間のあるべき姿でしょうか？

秘密裏に進められる話には裏があると考えるのは私だけではないと思います。

### ③TPPの本質

もう一つ、さらに重大な問題があります。例外無しの関税撤廃以上に米国が求める関心事は、相手国内の様々な規制・障壁の撤廃のようです。通商代表部（USTR）は残留農業基準、食物安全性検査基準、遺伝子組み換え体に関する強制表示基準の他に、保険・医療制度、政府調達事業、金融サービス、等に米国の基準導入を主張しています。しかし、動食物検疫や食糧安全に対して従来強い規制をかけているオーストラリアは強く抵抗しています。日本でも食と健康を守るバイオセキュリティを保持できるのでしょうか？さらには、日本の社会保障制度を維持できるのでしょうか？

### ④TPPが薬価に与える影響

#### (1) オーストラリアでは

医療に対するTPPの影響について<sup>1)2)3)</sup>は協議内容が秘匿されているために明らかではありませんが、米韓FTA、米豪FTAの現状を参考にすると、まず、新薬の薬価設定に外資企業の意向が強く反映される可能性が考えられます。オーストラリアでは、薬品規制当局が薬価を決める時に、安全性・効能・品質の他に既存製品と比較した費用対効果を検討し、患者が最も価値ある薬品に容易にアクセスできるように、医薬品支援制度（PBS）を制定しました。しかし、米国研究製薬工業協会（PhRMA）は2009年に米国通商代表部（USTR）の要請に基づき、“米国の知的財産権の価値を著しく引き下げるような他国政府の価格制度及び規制メカニズ

ム”に反対する意見書を出しています。さらに、PhRMAはTPPに向けてエバーグリーンング（常緑）条項を提言しています。この条項は、「新薬開発者は医薬用新規化合物に対する物質特許を登録した後、その化合物を改良した形態の光学異性体、新規塩、結晶多形、成型、複合製剤、新しい製法、代謝体、新規用途などの後続特許を継続して出願し、特許による市場独占の範囲と期間を拡大することで、収益を最大化する経営戦略を取る」ことを意味し、米国企業の新薬が高額かつ寡占状態を作り、安価な後発品の市場参入を妨げることとなります。さらにPhRMAは、オーストラリア等を米国通商法のスペシャル301条（貿易協定に基づく米国の権利や利益を担保しない国に貿易制裁を科す）の監視国リストに掲載するよう求めています。2007年には、米豪FTA締結に際し、オーストラリアはエバーグリーンング条項は拒否しましたが、国民投票で承認されていたPBS価格制度が修正されました。

## (2) 日本の薬価は？

日本では新規に市場収載される医薬品の価格は中央社会保険医療協議会（中医協）で協議されます。原則として、同じ効能の既存薬と1日当たり薬価を同一にするという類似薬効比較方式を基に、補正加算や調整が加えられます。類似薬がない場合には原価計算方式がとられます。さらに、2年毎に市場実勢価格との薬価差を縮小する薬価引き下げがあります。このように、日本はオーストラリアと同じく、保険適応薬品の薬価は市場価格ではなく厚生労働大臣の定める公定価格です。医療機器についても同様です。しかるに、米国の要求は、特許保護期間の事実上の延長、特許薬の高価格維持と独占的権利強化、後発品の市場参入阻止を目的とし、米国特許薬企業の独占的利益を保護するもので、TPP締結国の国民の公益や国内産業に悪影響を及ぼすと考えられます。日本がオーストラリアの轍を踏まない事を願います。

## ⑤投資家のためのISDS条項とは

TPPには隠れた大きな問題であるISDS（Investor-State Dispute Settlement）条項があります。新聞・テレビ等のマスコミのみならず政府も政治家も口をつぐんでいます。インターネットで多少の情報を得ることができます。ISDSの詳細はH24年3月の外務省と経済産業省の「国家と投資家の間の紛争解決（ISDS）手続きの概要<sup>4)</sup>」等のネット上の記事でご覧いただけます。このISDSの手続きでは、一企業が独立国を相手に民間調停機関である世界銀行傘下の投資紛争解決国際センター（International Center for Settlement of Investment Dispute : ICSID）に訴えを起こし、3人の調停員の非公開協議によって判定が下され（建前は当事者の同意による公開が原則となっているようですが）、しかも上訴できません。おまけに、負けた国は税金で裁判費用と一外国企業の損失を補償させられます。ちなみに仲裁費用は1件あたり100～200万ドルになってきています。企業活動には当然のようにリスクが伴うにもかかわらず、その失敗の債務を相手国の国民に押し付けるのは、横暴ではないでしょうか。ICSIDの勧告に基づき国家対国家間で、国際司法裁判所において公開審議を行うのであれば理解できます。上記の資料（外務省と経済産業省）によると、1994年発行の北米自由貿易協定（NAFTA）における投資提訴では、45件の仲裁がありました。投資家の勝訴・和解は対米国0件、対カナダは米国企業が5件、対メキシコは米国企業が5件です。即ち、カナダやメキシコに対して、和解を含めて勝訴した原告は全て米国企業であり、被告となった米国は1件も負けていません。ISDSはあたかも米国投資家のためにあるように思えます。

## ⑥予防原則を守れるか？

このようなISDS条項はTPP条約締結国に対して、医療・公衆衛生・環境を保護するための予防原則を実行するための法律を制定する権能に、潜在的また有害な影響を及ぼすことが懸念されます。予防原則とは<sup>5)</sup>、1992年のリオ宣言

第15原則「重大または回復不可能な損害の恐れがある場合には、その恐れが、完全に科学的に確実だと言えないことをもって、環境悪化を防止するための費用対効果の大きな対策を延期する理由に使ってはならない」と1998年のウィングスプレッド宣言で示されています。ISDSですでに提訴されている訴訟は、有害化学物質の禁止、ガソリン添加物、水質保護、廃棄物処理、食糧安全確保などに関して、「公衆衛生や環境保護の法律が企業の投資を妨害したと主張し、入手可能な科学的根拠がこうした法律を正当化するには不十分である」と訴えています。しかし、予防原則とは科学的不確実性に対応するためにこそあります。米国でも州立法議会議員たちが、“国家の将来の政策決定審議に萎縮効果を及ぼすことを狙っての訴訟”を憂慮して公開書簡<sup>6)</sup>を出しています。

#### ⑦診療技術も知的財産権になる？

また、2011年2月「TPPにおける米国政府の知財要求項目」が米国のNGOを通じてリークされています。知的財産権の保護強化を目指す米国のTPPでの要求項目8条2項<sup>7)</sup>で「人間を手術、治療又は診断する方法」を特許対象と要求しています。現在、日本の特許庁の規定<sup>8)</sup>では、医療行為は「産業上利用することができる発明」に該当しないものに分類され、公共福祉のための医療行為には特許を認めていません。しかし、万が一、米国の要求が通れば、医療費が高騰し国民皆保険制度が立ち行かなくなることは必定です。

#### ⑧おわりに

このように、わが国の医療に関しても、「透明性と手続きの公平性、または内国民待遇（自国民と同様の権利を相手国の国民や企業に対しても保障すること）違反」の名のもとに、薬価制定・国民皆保険制度・混合診療禁止・医療法

に対して企業から国への不服申し立てがあるかもしれません。投資協定に基づいた私益紛争を仲裁するためのISDS条項は、国の安全確保のための規制の鍵をこじ開ける有力な手段になる懸念があります。もしラチェット規定（一度締結した後は決して修正・停止ができない）、NVC条項（Non-Violation Complaint 条項＝非違反提訴：米国企業が期待した利益を得られない場合に、日本がTPPに違反していなくても、米国政府が国際機関に対して日本を提訴できる）、スナップ・バック条項（米韓FTAで米国だけが自動車輸入関税撤廃を無効にすることができる）なる条項が本当に存在するのならば、ますます投資家や企業を利するためのTPPは締結してはいけない条約と考えます。映画“トータル・リコール”の世界が空想ではなくなるかも知れません。

#### 参考

- 1) 異常な契約TPPの仮面を剥ぐ。第10章公衆衛生及び医薬品に関する政策 Jane Kelsey 農文協2011年。
- 2) TPP黒い条約。中野剛志・編。第5章 TPPで犠牲になる日本の医療。村上正泰。集英社新書2013年
- 3) TPPと日米関係。第6章TPPと医療医薬品。橋本貴彦。晃洋書房2012年。
- 4) [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/tpp/pdfs/tpp20120327\\_06.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/tpp/pdfs/tpp20120327_06.pdf)
- 5) <http://www.kcn.ne.jp/~azuma/news/June2001/010625.htm>
- 6) [http://www.masrescue9.jp/kankoku\\_kokkai.pdf](http://www.masrescue9.jp/kankoku_kokkai.pdf)
- 7) [sdnews.jp/2013bak/2013TPP\(20130418\).pdf](http://sdnews.jp/2013bak/2013TPP(20130418).pdf)
- 8) [http://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/ki-jun2/pdf/tt1212-045\\_2-1.pdf](http://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/ki-jun2/pdf/tt1212-045_2-1.pdf)